

「年金業務システム（フェーズ2）の設計・開発に係る管理支援等業務 一式」 共通仕様書（案）に係る意見等に対する回答

令和4年6月

日本年金機構

標記について、意見を募集したところ、以下のようなご意見等をいただきました。お寄せいただいたご意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
1	35	5. 作業実施に当たっての遵守事項 (1) 機密保持、資料の取扱い ア	要望	開示情報のすべてを一律永年の守秘義務とすることは負荷となる為、情報のレベルを設定して、そのレベルに応じた必要な期間を設定していただくようご検討いただけないでしょうか。	守秘義務対象の情報については、調達仕様書に記載のとおり、「本業務の実施の過程で機構が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示あるいは作成した情報」と定義しておりますが、情報の種類や内容による守秘義務の対象となる期間等の区別はしていません。 なお、「5. 作業実施に当たっての遵守事項 (1) 機密保持、資料の取扱い イ。」に記載しておりますとおり、受注業務の完了に際して、当該秘密情報を削除又は機構へ返却していただき、受注者様より当該情報を保持しないことを誓約する旨の書類をご提出いただくこととしています。そのため、受注業務完了後も永続的に当該情報を保管していただくような必要はありません。
2	35	5. 作業実施に当たっての遵守事項 (1) 機密保持、資料の取扱い ウ	質問	作業場所は日本年金機構本部執務室（高井戸）のみの想定ですが。実地調査とは弊社オフィスが含まれるのでしょうか。 弊社執務室には、他社情報があることから、原則として立入監査は受け入れることができません。	実際に業務を行う場所が「作業場所」となりますので、本業務の作業場所が「日本年金機構本部執務室（高井戸）のみ」の場合は、貴社執務室が実地調査（立入監査）の対象となることはありません。一方で、貴社執務室で作業を実施する必要が生じ、貴社執務室で作業を行う場合（行った場合）は、契約書及び調達仕様書に基づき、立入監査を実施することになります。 立入監査の実施に当たっては、他社情報を取り扱っていることを理由として立入監査を受け入れることができないといったことがないよう、本業務に係る作業を他社情報を隔離した執務室で実施いただくなどご対応いただく必要があります。
3	35	5. 作業実施に当たっての遵守事項 (1) 機密保持、資料の取扱い エ	要望	制約事項はできる限り契約書にまとも「守秘義務に関する誓約書」等の内容も契約書に盛り込んでいただけないでしょうか。 契約変更に該当する内容とならないよう事前に取り決めさせていただきたい為です。	本契約で使用する契約書においては、「守秘義務要項」や「損害賠償請求要項」といった事項が当然に含む予定であり、仕様書で提出を求めている誓約書の内容と齟齬するものではないため、改めてその内容を盛り込む必要はないと考えます。 なお、契約に際して、調達仕様書も契約書の一部となりますので、調達仕様書に記載されている制約事項によって契約変更が必要になることはありません。 ＜参考「守秘義務に関する誓約書」について＞ 契約書では、＜秘密の保持等＞として「本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならないこと」、「前項の規定は、本契約終了後も有効とすること」、「責任者等及び業務委託員と、個人情報や機密情報の漏えい及び目的外利用を禁じた契約を締結すること（契約終了後及び退職後においても有効である旨が記載されていること。）等により、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする」等を定める予定です。 「守秘義務に関する誓約書」は、受注者として上記の内容を遵守すること、また、本業務に携わる全従事者がその内容を理解・遵守することを受注者として証明するものです。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
4	35	5. 作業実施に当たっての遵守事項 (2) 遵守する法令等	要望	「情報セキュリティ対策実施手順書群」「機密保持」など、契約後の書面提示でなく、契約書に盛り込んでいただけないでしょうか。 契約変更に該当する内容とならないよう事前に取り決めさせていただきたい為です。	慣例的には、一般に契約書とは、契約者の意義や権利について定めるもの、また、調達仕様書とは、製品・サービスに対する要望や業務実施手順、業務実施要件等について定めるものとして取り扱われているところ、「情報セキュリティ対策実施手順書群」等は各対策の実施手順を示すものであるため、調達仕様書においてその内容を規定するのが妥当であると考えます。 また、手順書等に記載されている事項は膨大であるため、契約書内にその内容を盛り込むことは、現実的ではないように思われます。 当該手順書群は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠したものですので、事前の確認は当該統一基準をご参照ください。（契約書の別添として、手順書等を添付すると言った対応は可能です。） なお、国により情報セキュリティに係る対応方針等が変更・新規に策定されるなどし、「情報セキュリティ対策実施手順書群」等が改定される可能性はありますが、その場合は、「5. 作業実施に当たっての遵守事項 (2) 遵守する法令等 力。」に記載のとおり、対応について協議させていただくことを想定しております。
5	35	5. 作業実施に当たっての遵守事項 (3) 情報セキュリティ管理ウ	質問	セキュリティ管理の担当者を任命することで保証する体制を満たす為の要件との理解で正しいでしょうか。	情報セキュリティ管理責任者の配置をもって「5. 作業実施に当たっての遵守事項 (3) 情報セキュリティ管理 ウ。」で求める要件を満たすかご質問いただいたと理解いたしました。 本項目は、情報の取扱者が限定され、必要以上に情報が伝達することを防止することを目的とした要件であることから、情報セキュリティ管理責任者の配置のみでは、当該要件を満たしているとは言えず、情報セキュリティ管理に係る管理体制として、「5. 作業実施に当たっての遵守事項 (3) 情報セキュリティ管理 ウ。」で求める要件を満たすことが保証されていることをその理由とともにお示しいただく必要があります。
6	35	5. 作業実施に当たっての遵守事項 (3) 情報セキュリティ管理オ	要望	弊社社員の国籍情報については、プライバシー性の高い個人情報にあたります。 国籍情報の提示に関しては、合理的な理由が必要な為、利用方法を教えていただけないでしょうか。	国籍にかかる情報の確認については、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の規定により実施するものであり、主に委託業務に対して外国政府からの影響を受ける恐れが十分排除されているかなどの点を確認することを目的として求めています。
7	38	5. 作業実施に当たっての遵守事項 (3) 情報セキュリティ管理デ	質問	任命したセキュリティ管理の担当者が、弊社メンバにウイルスチェック等行動規範のチェックを実施することで要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	ご質問いただいた項目は、本業務に携わる業務委託員全員が「5. 作業実施に当たっての遵守事項 (3) 情報セキュリティ管理 デ. (ア) 及び (イ)」に示す内容を理解し当該法令等を遵守するための教育・研修の実施を求めるものです。 そのため、ご質問いただいた、「ウイルスチェック等の行動規範のチェックの実施」のみでは、当該要件を満たしていると判断できないため、教育・研修の内容を具体的にお示しいただき上記を含んでいることを明示していただく必要があります。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
8	45	共通仕様書 9. 監査に関する事項	質問	弊社執務室に立ち入る場合の具体的条件、また、どなたが判断するかを教えてください。 弊社執務室には、他社情報があることから、原則として立入監査は受け入れることができません。	項番2の回答と同様に、本業務の作業場所が「日本年金機構本部執務室（高井戸）のみ」の場合は、貴社執務室が実地調査（立入監査）の対象となることはありません。 一方で、貴社執務室で作業を実施する必要が生じ、貴社執務室で作業を行う場合（行った場合）は、契約書及び調達仕様書に基づき、立入監査を実施することになります。 立入監査の実施基準につきましては、「9. 監査に関する事項 ア.」に記載のとおり、履行前、履行中、履行後に刷新プロジェクト推進室長の判断により実施します。なお、履行中の立入監査に関しましては、刷新プロジェクト推進室長の判断によらず必ず実施することとなります。また、複数年契約の場合は、履行中の立入監査を毎年度実施いたします。 加えて、情報セキュリティ管理に係る対策や管理体制に不十分である疑いが生じ情報セキュリティインシデントの発生可能性があるかと判断された場合などに、刷新プロジェクト推進室長の判断に基づき立入監査を実施することがあります。 なお、立入監査の実施に当たっては、他社情報を取り扱っていることを理由として立入監査を受け入れることができないといったことがないよう、本業務に係る作業を他社情報を隔離した執務室で実施いただくなどご対応いただく必要があります。